

①都道府県	②市町村名	1 平成31(令和元)年度就学援助制度の実施について																																									
		6. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																																									
		(5) (1)①③でア(入学前支給を行っている)に○をした場合、支給した時期(複数回支給している場合は最初の時期)をお選びください。												(6) (1)①③でウ(入学前支給を行っておらず、検討もしていない)に○をした場合、入学前支給実施に向けての課題を全てお選びください。			(8) (1)①③でア(入学前支給を行っている)に○をした場合、入学前支給を行った後に、当該児童生徒が他市区町村に転居するなど、入学前に支給対象外となった際にはどのように対応していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。				(10) (1)①③でア(入学前支給を行っている)に○をした場合、(8)の対応を行った経験も踏まえ、二重支給や支給漏れを防止するためには、どのような対応が望ましいと考えますか。あてはまるものを全てに○をしてください。																						
		ア 8月以前	イ 9月	ウ 10月	エ 11月	オ 12月	カ 1月	キ 2月	ク 3月	ケ 4月初旬(入学式前)	ア 予算の確保が困難	イ 規則改正などの内部手続きに時間がかかるとする。	ウ 認定回数が増えるなどの事務業務量が増加する。	エ 支給後の転居などにより、二重支給や支給漏れが生ずる恐れがある。	オ その他(内容を6.(7)に記入してください。)	ア 受給者に対し、支給額の返還を求めるとする。	イ 返還は求めず、転居先(市町村)に対して、支給済みである旨を連絡する。	ウ 返還は求めず、転居先(市町村)から問い合わせがあれば支給済みである旨を回答する。	エ 現在、検討中。	オ その他(内容を6.(9)に記入してください。)	ア 受給者に対し、支給額の返還を求めるとする。	イ 返還は求めず、転居先(市町村)に対して、支給済みである旨を連絡する。	ウ 市町村間の連絡・情報共有を図る。	エ 市町村間で連携・情報共有を図る。	オ 転出先(市町村)に転居している旨を通知する。	カ 転居先(市町村)に転居している旨を通知する。	キ 転居先(市町村)に転居している旨を通知する。	ク 国や都道府県において、対応方法を統一する。	ケ その他(内容を6.(11)に記入してください。)														
20	20	0	0	0	0	0	0	5	13	0	1	1	1	2	0	0						14	2	0	2	0	0							12	1	12	12	11	4	2	4	1	1
鳥取県	鳥取市								○													○																					
鳥取県	米子市							○														○																					
鳥取県	倉吉市							○														○																					
鳥取県	境港市								○											○		○																					
鳥取県	岩美町								○													○																					
鳥取県	若桜町								○											○		○																					
鳥取県	智頭町							○														○																					
鳥取県	八頭町							○												○		○																					
鳥取県	三朝町								○													○																					
鳥取県	湯梨浜町								○													○																					
鳥取県	琴浦町								○													○																					
鳥取県	北栄町								○													○																					
鳥取県	日吉津村								○											○		○																					
鳥取県	大山町								○													○																					
鳥取県	南部町								○													○																					
鳥取県	伯耆町								○													○																					
鳥取県	日南町								○													○																					
鳥取県	日野町									○																																	
鳥取県	江府町									○	○	○	○	○																													
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合							○														○																					

受給者に支給額の返還を求めないかわりに、転居先の市町村に支給額を請求できるような、行政間でのやり取りが可能となれよと思う。